

名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する要領

名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (趣旨)～(定義) 第1条～第2条 (略) (一般原則) 第3条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2～3 (略) 4 運動型通所サービス指定事業者は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。 (1)～(9) (略) (10) 法人の役員等のうちに<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。 5～6 (略) 第2章 運動型通所サービス (略) 附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第23条第3項、第23条の2、第26条第3項及び第33条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)～(定義) 第1条～第2条 (略) (一般原則) 第3条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2～3 (略) 4 運動型通所サービス指定事業者は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。 (1)～(9) (略) (10) 法人の役員等のうちに<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。 5～6 (略) 第2章 運動型通所サービス (略) 附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和6年3月31日までの間、第23条第3項、第23条の2、第26条第3項及び第33条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の本要領の施行の日から令和7年3月31日までの間、第27条第3項の規定については適用しない。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の本要領の施行の日から令和7年3月31日までの間、第27条第3項の規定については適用しない。

(新設)

この要領は、令和7年6月1日から施行する。